

佐野市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）に対する意見募集の結果について

1 パブリック・コメントの概況

(1) 意見募集期間

平成27年1月5日（月）～平成27年2月6日（金） 33日間

(2) 意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
0	0	4	2	1	1	3	11

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
0	6	5	0	11

2 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>P4 第3節 計画の理念</p> <p>地域の中でいきいきと暮らし続けるために、地域密着サービスが生まれ、ふれあいサロンや介護予防教室等の開催も盛んになったが、参加者は決まっており、ひとり暮らしや高齢夫婦のみの世帯の積極的な参加は少ないので、参加につなげる施策が必要だと思う。</p> <p>人口減少により2040年には、栃木県内でも市町村が消滅と言われていた現在、地域でお元気な高齢者の方にお手伝いをしていただく仕組みづくりが急務である。これが、介護予防につながり、認知症予防につながると思う。</p> <p>地域の中で、ボランティア活動をするのが当たり前の社会を作ることが、「地域包括ケアシステムの構築」につながり、「生活習慣病を予防し認知症を防ぐ」ために、市民一人一人が「自分の健康は自分で守</p>	<p>今回の計画では、高齢者が地域で自立した在宅生活を送れるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みなどを推進し、介護予防事業、認知症施策、地域のボランティア活動の支援などについても、取り組んでいくとしております。今回ご指摘いただいた意見につきましては、今後の事務事業の参考にさせていただきます。</p> <p>この計画の市民への広報につきましては、概要版の全戸配布を予定しております。市民の皆様にご理解をいただけるように工夫してまいりたいと考えております。</p>

	<p>る」ことを意識しながら生活することが認知症予防の大切なことである。</p> <p>これを実現するための施策が、わかりやすく書かれているこの計画を市民が理解する・理解できる広報活動をお願いし、各課の連携と行政が市民にわかりやすい言葉を使い、多くの市民と向き合う姿勢を期待する。</p>	
2	<p>P25 地域包括支援センターの連携・協力について</p> <p>地域ケア会議等に柔道整復師(機能訓練指導員)を一員として参加できるように検討をお願いしたい。</p> <p>(同じ内容の意見が他に4件)</p>	<p>地域ケア会議は、要介護被保険者等への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制について検討するとされています。開催の方法、会議の構成員等については、今後、検討してまいります。</p>
	<p>P27, P81 介護予防の推進、日常生活を支援する体制の整備、高齢者介護予防拠点施設について</p> <p>介護予防事業については、一人暮らしの高齢者や通所ができない方々への呼びかけ支援が急務と考える。そこで、機能訓練指導員としての柔道整復師を活用し、各世帯への訪問機能訓練事業の実施はどうか。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことは誰でも願っていることであり、ぜひ、活用をお願いしたい。</p> <p>(同じ内容の意見が他に4件)</p>	<p>今後の介護予防事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の構築と合わせて検討してまいりたいと考えております。</p>
3	<p>地域支援事業に柔道整復師が参加することに対して</p> <p>加齢などによる筋力低下の予防などを目的とした簡単な運動(機能訓練)の指導など、柔道整復師として専門的観点から行え、また、これらをグループで行うことで利用者同士のコミュニケーションの促進にもつながっていくと思われる。</p>	<p>に同じ</p>

4	<p>P7～12 高齢者の現状 p14～19 日常生活圏域ニーズ調査からのみる高齢者の現状 P25 地域包括支援センターの連携・協力 P27 地域包括ケアの5つの視点による取り組み P85 高齢者生活支援事業</p> <p>いきいき元気館たぬまの介護予防事業に参加される方は意識が高く、普段から活動的な生き方を送られている。問題は70歳代後半以上で、外出しない方にどのように介護予防事業に参加していただくかである。それには、訪問機能訓練事業も有効な手段の一つと考えられ、訪問することで、見守り活動と共に機能訓練を行い、筋力をはじめとした身体機能を維持し、転倒予防に繋げるように努め、その上で、地域で行われる介護予防事業に参加していただく段階になれば望ましいと考えられる。また、訪問機能訓練事業により、コミュニケーションを図ることでメンタルヘルスのケアも行えようとする。</p> <p>これから更なる高齢社会を迎えるにあたり、高齢者の自立・介護予防をいかに行うかが大事であり、柔道整復師も協力したい。</p>	<p>に同じ</p>
5	<p>P27 介護予防の推進</p> <p>柔道整復師は、運動機能が低下した高齢者などに機能訓練を行っており、高齢者の生活の質の向上に役立てると思われる。包括支援センターの枠組みの中に柔道整復師を組み入れ、介護予防の現場でマンパワーとして活用されてはどうか。</p>	<p>に同じ</p>
6	<p>P81 高齢者介護予防拠点施設</p> <p>介護予防拠点施設で介護予防事業を実施していることがあまり知られていない。また、一人暮らしや介護予防拠点施設から遠い方やどこにあるかわからない方に対して、タクシー券やマッサージ券を利用し、柔道整復師の開設する治療院等で、見守り、機能訓練やストレッチ、鍼治療、マッサージなどの実施はどうか</p>	<p>に同じ</p>

